

(第18078号)

◎東京都告示第七百一號

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてしま
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月七日

東京都知事 小池百合子

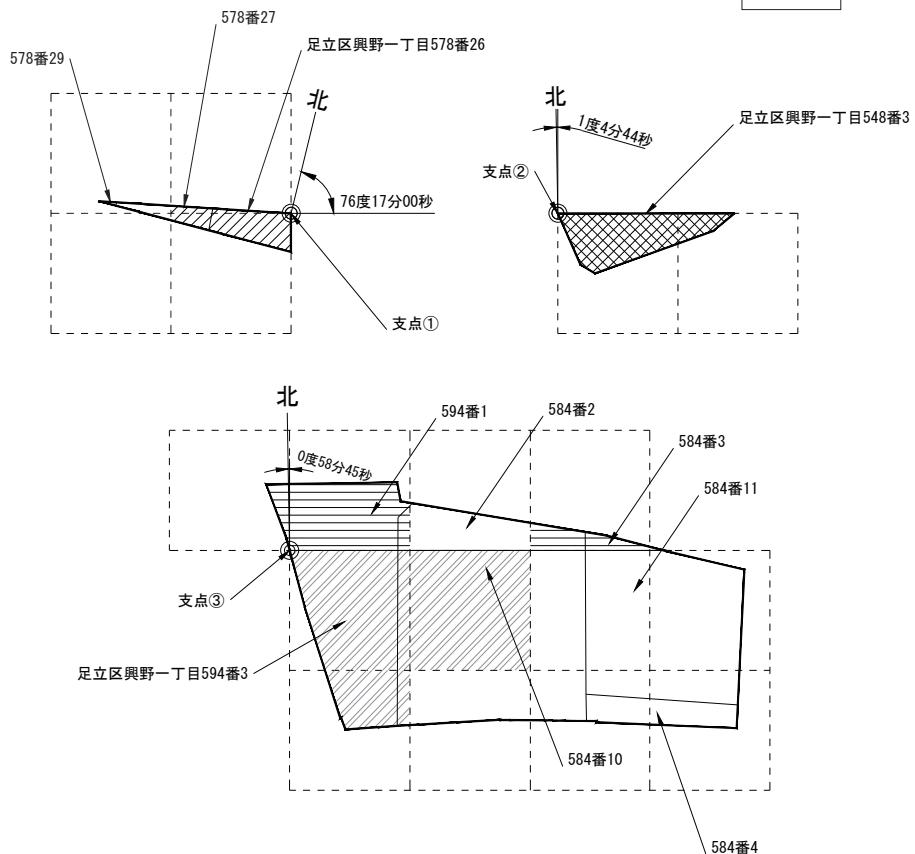
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区興野一
丁目地内)

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその
化合物

の各一部並び
に同番十一

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第226号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第1087号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【支点】

- 支点①：足立区興野一丁目578番26の最北端とする。
- 支点②：足立区興野一丁目548番3の最北端とする。
- 支点③：足立区興野一丁目594番3の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
- 支点①：76度17分00秒
- 支点②：1度4分44秒
- 支点③：0度58分45秒

◎東京都告示第七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年六月七日

東京都知事 小池百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字橋沢一〇七〇番一、一〇七一番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎東京都告示第七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の

ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和六年六月七日

東京都知事 小池百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市南浅川町三三九四番・三六二三番一（次の図に示す部分に限る。）、三三三三番

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎東京都告示第七百五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年六月七日
農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

東京都知事 小池百合子

(一) 路線名

都道落合井草線

(二) 指定する区間

中野区鷺宮六丁目七百八十七番二地先から杉並区井草三丁目七十二番八地先まで

(三) 指定の概要

別図表示(1)のとおり

(一) 路線名

都道環状八号線

(二) 指定する区間

杉並区井草三丁目四十五番一地先から同所七十二番二地先まで

(三) 指定の概要

別図表示(2)のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道落合井草線
都道環状八号線

中野区鷺宮六丁目～杉並区井草二丁目

都道
特別区
計画
指定区間

(1) 都道落合井草線

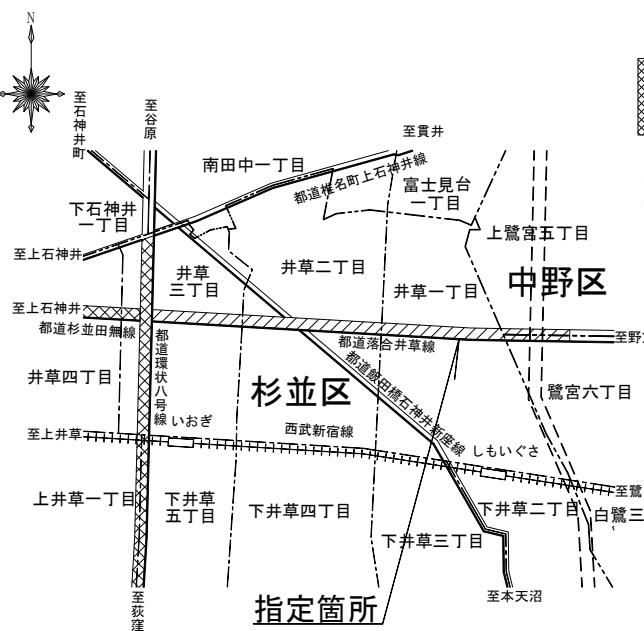
延長 一、一二九・九ハメートル
 (電線共同溝予定名称 落合井草・一号)
 (2) 都道環状八号線

三六・〇ハメートル
 環状八号・十二号

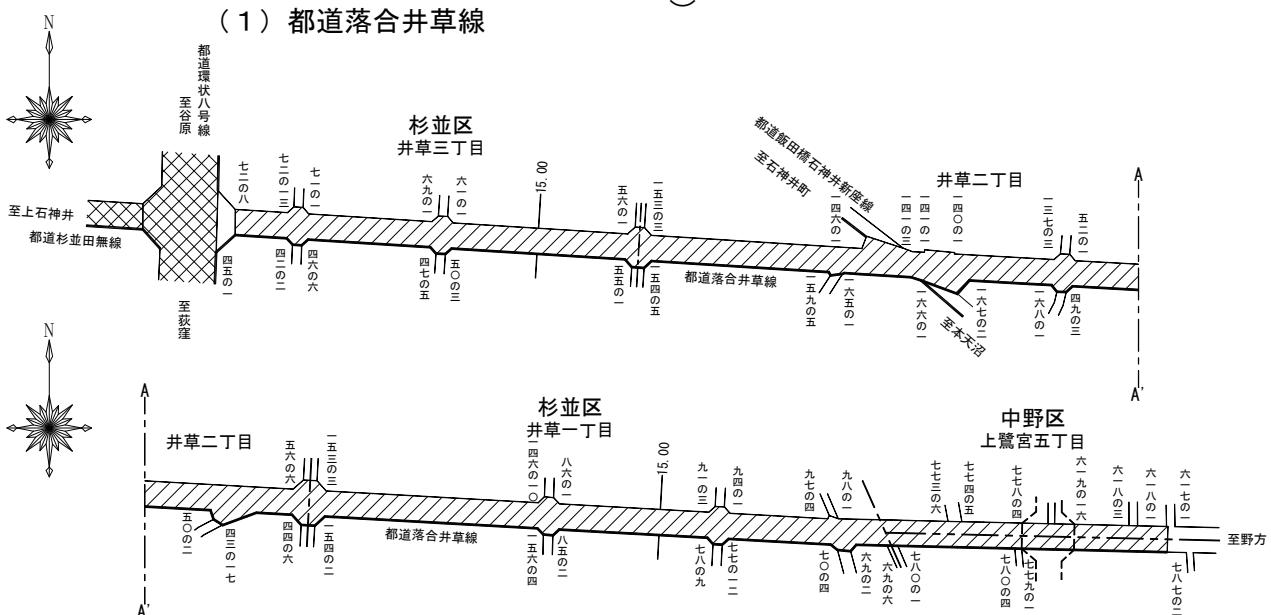
既指定区間

杉並区

指定箇所



(1) 都道落合井草線



告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五

十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁

判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第一百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年六月七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地 そんぽの家S玉川上水 立川市柏町四丁目七十五番地の三 そんぽの家S府中住吉 府中市住吉町三丁目十三番地の一 そんぽの家S西府 府中市本宿町二丁目八番地の六 そんぽの家S府中中河原 府中市住吉町四丁目十七番地の一 そんぽの家S府中南町 府中市南町一丁目四十八番地の十

合理事長阿川常男から次に掲げる者が令和六年四月十六日付けで理事に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年六月七日

東京都知事 小池百合子

氏名 住 所

阿川 常男 日野市大字川辺堀之内五百六十二番地

岸野 隆史 同 所五百十一番地

山田 重雄 同 所二百四十二番地

岸野 國男 同 所五百十六番地

伊藤 義男 同 所百六十三番地

伊藤 通夫 同 所百八十四番地

平野 勝明 同 市大字豊田千四百三十一番地の四

阿川 敏幸 同 市大字川辺堀之内百五十四番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月七日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

公 告

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十

九条第一項の規定により日野市川辺堀之内土地区画整理組

東村山市久米川町三丁目三十
三番一（第一工区）東村山市久米川町三丁目三
十五番地五

有限会社ビ・グラド

代表取締役 櫻井 喜吉

二号

東久留米市幸町三丁目七番
東京みらい農業協同組合

代表理事 大山 裕視

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む。) 三〇円
六、六〇〇円

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051